

「職場におけるパワハラ対策」



令和2年6月より、企業におけるハラスメント防止対策が義務化されました。啓明会でも令和2年4月より就業規則の中にハラスメント防止規程を設け施行しています。職員への周知は、まだまだ不徹底なのが現実でした。しかし、研修委員会と衛生委員会を中心に資料の掲示、配布を行い、また昨年度からハラスメントについての管内研修を年1回、この他に3年度はラインケア研修（リモート・外部講師による）も取り入れてきました。

今回は外部研修を受講した衛生委員長の講義です。パワーハラスメント等が相談されるまで、されたときの規程に準ずる対応の説明、パワハラに当たる行為6種類やハラスメントが起きてしまう職場背景、起こらない職場背景などを資料を使い紹介がありました。グループ討議では、1つの事例を基に問題点、改善点等を検討しました。各グループからはコミュニケーションの大切さや相手への思いやり、その時の感情の認識等各グループからの意見が発表され、職場で起こらないためにこれから一人ひとりがどうするべきか考える良い機会になりました。

この研修実施を機会に、各職員が少しでもハラスメント、メンタルヘルスに対する意識を持つことで、働きやすい職場に繋がればと思います。



グループ討議 ↑

